

## 【誓約書】

香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）（以下「協力金」という。）を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方（以下、法人の場合は「当法人」、個人事業者の場合は「私」を意味する。）が一切の責任を負うものとします。
- ・ 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- ・ 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 協力金を受給している施設又は店舗名及び所在地を県が公表することに同意します。
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- ・ 個人情報の取扱いに関して、協力金の支払い手続に必要な範囲内で県が業務を委託した業者と共有することに同意します。
- ・ 申請する施設又は店舗全てで、県からの要請に応じ、令和3年9月13日（月）午前0時から9月30日（木）午後12時まで（以下「要請期間」という。）、午前5時から午後8時まで（イベント開催の場合は午後9時まで）の時間帯以外の営業時間を短縮（以下「時短営業」という。）し、その旨を店舗等で掲示しました。  
なお、要請期間内において店舗の営業を新たに開始した場合にあっては、当該営業開始日から要請期間の最終日まで継続して時短営業を行いました。また、要請期間の最終日より前に廃業した場合にあっては、廃業の届出等に記載された日まで継続して時短営業を行いました。
- ・ 協力金の支払い対象日数には、定休日や時短営業要請期間前にあらかじめ決めていた店休日は含んでいません。
- ・ 申請を行った施設又は店舗について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある以前から休業又は時短営業を行っていた店舗ではありません。
- ・ 申請する施設又は店舗全てで、感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組を行っています。
- ・ 既にこの協力金（第2次）を受けた施設又は店舗は、申請に含めていません。
- ・ 本件協力金（第2次）を申請した期間に関し、国のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、香川県営業時間短縮協力金（第8次）、その他知事が定める給付金等を申請していません。
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。

香川県知事 殿

令和3年 月 日

代表者職名・氏名

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。）